

議案第 3 号 北海道職員の給与に関する条例及び北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員の給与に関する条例及び北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

(公共施設等運営権者から復帰した職員等の給与の特例)

第22条の2 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下この条において同じ。)の職員となり、かつ、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者に関する第13条ただし書又は第21条第1項の規定の適用については、当該公共施設等運営権者において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

7 前項の規定は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第9条第4号に規定する公共施設等運営権者(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員がその公共施設等運営権者の業務に従事するために派遣され、引き続きその公共施設等運営権者に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、その公共施設等運営権者に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。)に使用される者

について準用する。

第19条の次に次の1条を加える。

(公共施設等運営権者から復帰した職員等の退職手当の特例)

第19条の2 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下この条において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、当該公共施設等運営権者の業務に係る業務上の傷病又は死亡は第4条第2項、第5条第1項及び第6条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による傷病は第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公共施設等運営権者（退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続き当該公共施設等運営権者に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該公共施設等運営権者に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。）に使用される者（以下この条において「公共施設等運営権者役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き公共施設等運営権者役職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 前項の場合における公共施設等運営権者役職員としての在職期間については、第7条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用して計算する。

4 職員が第2項の規定により退職し、引き続き公共施設等運営権者役職員となった場合においては、任命権者が知事と協議して定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、令和3年3月1日から施行する。ただし、第2条中北海道職員等の退職手当に関する条例第19条の次に1条を加える改正規定（第19条の2第4項に係る部分に限る。）は、同年2月28日から施行する。

説 明

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく公共施設等運営権者への職員の派遣に伴い、派遣職員が道に復帰した場合等の給与及び退職手当の特例を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 4 号 北海道税条例の一部を改正する条例案

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第13条中「令和3年7月31日」を「令和8年7月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

道民税の法人税割に係る税率の特例措置の適用期間を延長することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 5 号 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に、「第24条」を「第25条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 6 号 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の4の項(13)中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に改め、同項(14)中「第18条の15第2項」を「第18条の17第2項」に改め、同項中(22)を(23)とし、(17)から(21)までを(18)から(22)までとし、同項(16)中「第18条の19」を「第18条の21」に改め、同項中(16)を(17)とし、同項(15)中「第18条の16」を「第18条の18第2項」に改め、同項中(15)を(16)とし、(14)の次に次のように加える。

- (15) 法第18条の18第1項の規定による特定粉じん排出等作業に係る措置の命令

別表第1の4の項中(18)を(20)とし、(20)の次に次のように加える。

- (21) 法附則第11条第1項の規定による特定既存単独処理浄化槽の除却等の措置に係る助言又は指導
- (22) 法附則第11条第2項の規定による特定既存単独処理浄化槽の除却等の措置に係る勧告
- (23) 法附則第11条第3項の規定による特定既存単独処理浄化槽の除却等の措置に係る命令

別表第1の4の項中(17)を(19)とし、(11)から(16)までを(13)から(18)までとし、(10)の次に次のように加える。

- (11) 法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止に係る届出の受理
- (12) 法第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開に係る届出の受理

別表第1の4の項中「(11)及び(14)から(16)」を「(13)及び(16)から(18)」に改め、「別表

第3」の次に「、(11)、(12)及び(21)から(23)までに掲げる事務にあつては別表第4」を加え、同表の4の3の項中「別表第4」を「別表第5」に改め、同表の8の項中「別表第5」を「別表第6」に、「別表第6」を「別表第7」に、「別表第7」を「別表第8」に、「別表第8」を「別表第9」に改める。

別表第2及び別表第3中「新冠町」を「新冠町 浦河町」に改める。

別表第8を別表第9とし、別表第7を別表第8とし、別表第6を別表第7とし、別表第5を別表第6とする。

別表第4中「美唄市」を「美唄市 紋別市」に改め、同表を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4

室蘭市	釧路市	苫小牧市	士別市	名寄市	根室市	富良野市	登別市	伊達市
北斗市	黒松内町	鷹栖町	東神楽町	比布町	上川町	東川町	美瑛町	上富良野町
中富良野町	占冠村	和寒町	剣淵町	下川町	音威子府村	豊浦町	壮瞥町	
白老町	厚真町	洞爺湖町	安平町	むかわ町	浦河町	別海町	中標津町	標津町
羅臼町								

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の項及び4の3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、大気汚染防止法等に基づく事務の一

部を市町村が処理することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 7 号 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の6の項を次のように改める。

<p>4の6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下この項において「法」という。）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第12条の2第1項の規定による建築物における清掃等を行う事業を営んでいる者の登録</p> <p>(2) 法第12条の4の規定による登録の取消し</p> <p>(3) 法第12条の5第1項の規定による登録業者の業務に係る報告の徴収、立入検査又は質問</p> <p>(4) 省令第32条の規定による登録証明書の交付</p> <p>(5) 省令第33条第1項の規定による登録業者の氏名等の変更又は登録に係る事業の廃止の届出の受理</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>札幌市、函館市、小樽市及び旭川市</p> <p>((1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる事務にあっては、札幌市に限る。)</p>
--	---

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の6の項の左欄に掲げる事務に係る建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）若しくは同法の施行のための規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法

令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては札幌市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、札幌市長のした処分その他の行為又は札幌市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務の一部を札幌市が処理することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 8 号 食品衛生法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

食品衛生法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第1条 食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第51条」を「第54条」に改める。

第3条中「第51条」を「第54条」に改め、「次の各号に掲げる」を削り、「同じ。）の」の次に「施設に係る次の各号に掲げる事項の」を加え、同条第1号中「第35条」を「第35条各号」に、「食品の自動販売機を設置して行う営業及び第3号に掲げる営業を除く。）」を「同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。）に共通する事項」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 政令第35条各号に掲げる営業ごとの事項 別表第2に掲げる基準

(3) 政令第35条各号に掲げる営業のうち、法第13条第1項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱うものに関する事項 別表第2に掲げる基準のほか、別表第3に掲げる基準

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

2 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの（以下この表において「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業者の経路の設定、異なる作業につき交替で同一区画を使用する場合における適切な洗浄及び消毒の実施等により衛生管理に必要な措置が

講じられている場合は、この限りでない。

- (2) 住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合にあっては、それらと食品等を取り扱うことを目的とする室又は場所が区画されていること。
- 3 施設の構造及び設備は、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) じん埃、^{あい}廃水及び廃棄物による汚染を防止することができる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止することができる設備を有すること。
 - (2) 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露が発生しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう適切に換気することができる構造又は設備を有すること。
 - (3) 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下この表において「清掃等」という。）を容易に行うことができる材料で作られており、かつ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。
 - (4) 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 床面は、不浸透性の材質で作られており、かつ、排水が良好であること。
 - イ 内壁は、床面から容易に汚染される高さまで不浸透性の材料で腰張りされていること。
 - (5) 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分に行うために必要な照度を確保することができる機能を有すること。
 - (6) 次に掲げる要件を満たす給水設備を有すること。この場合において、法第13条第1項の規定に基づき定められた規格又は基準に食品製造用水の使用についての定めがある食品を取り扱う営業にあっては、ア中「飲用に適する水（水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水をいう。同表において同じ。）」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用することができるよう定めがある食品を取り扱う営業にあっては、ア中「飲用に適する水（水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水をいう。同表において同じ。）」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。
 - ア 水道事業等により供給される水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業、同条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定す

る簡易専用水道により供給される水をいう。以下この表及び次表において同じ。)又は飲用に適する水(水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水をいう。同表において同じ。)を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができるものであること。

イ 水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあっては、必要に応じて消毒をする装置及び浄水をする装置を備え、水源が外部から汚染されない構造を有すること。

ウ 貯水槽を使用する場合にあっては、食品衛生上支障のない構造であること。

(7) 従業者の手指の洗浄及び消毒をする装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。ただし、水栓は、洗浄後の手指の再汚染を防止することができる構造であること。

(8) 排水設備は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液状の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。

イ 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出することができる機能を有すること。

ウ 配管は、十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

(9) 冷蔵又は冷凍の設備は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な冷蔵又は冷凍の機能を有すること。

イ 法第13条第1項の規定に基づき定められた規格又は基準に冷蔵又は冷凍についての定めがある食品を取り扱う営業にあっては、製造及び保存のための冷蔵又は冷凍について、その定めに従い必要な機能を有すること。

(10) 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる設備及びこれらが侵入した際に駆除するための設備を有すること。

(11) 従業者の数に応じて次に掲げる要件を満たす便所を有すること。

ア 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。

イ 専用の流水式手洗い設備を有すること。

(12) 保管の設備は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 原材料について、その種類及び特性に応じた温度で、かつ、汚染を防止するこ

とができる状態で、保管することができる十分な規模であること。

イ 施設において使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤を食品等と区分して保管することができること。

- (13) 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備は、不浸透性を有し、及び十分な容量を備えており、清掃を行いやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
 - (14) 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。
 - (15) 更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。
 - (16) 食品等を洗浄するため、必要に応じて、使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備であつて、熱湯、蒸気等を供給することができるものを有すること。
 - (17) 添加物を使用する施設にあつては、添加物を専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。
- 4 機械器具、容器その他の設備（以下この表において「機械器具等」という。）は、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) 食品若しくは添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具等は、適正に洗浄、保守及び点検をすることができる構造であること。
 - (2) 作業に応じた機械器具等を備えること。
 - (3) 食品又は添加物に直接接触する機械器具等は、耐水性の材料で作られ、洗浄を容易に行うことができ、熱湯、蒸気又は殺菌剤による消毒をすることができるものであること。
 - (4) 固定された、又は移動しがたい機械器具等にあつては作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄を行いやすい位置に有し、組立式の機械器具等にあつては分解及び清掃を行いやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒をすることができる構造であること。
 - (5) 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、それらの汚染を防止することができる専用の容器を使用すること。
 - (6) 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計のほか、必要に応じて圧力計、流量計その他の計器を備えること。
 - (7) 作業場の清掃等を行うための必要な数の専用の用具を備え、その保管場所及び従

事者が作業を理解しやすくするためにその作業の内容を掲示する設備を有すること。

5 1の事項から4の事項までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準によること。

(1) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業（以下この表において「飲食店営業」という。）にあっては、3の事項(4)の規定は、適用しない。

(2) 飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態では飲食に供することができる食品を食器に盛り付け、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみを行う営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。次表の1の事項(1)において同じ。）にあっては、(1)の規定によるほか、次に掲げる基準により営業を行うことができること。

ア 床面及び内壁にあっては、取り扱う食品又は営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性の材料以外の材料を使用することができること。

イ 排水設備にあっては、取り扱う食品又は営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に設置しないことができること。

ウ 冷蔵又は冷凍の設備にあっては、取り扱う食品又は営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することができること。

エ 食品を取り扱う区域にあっては、従業者以外の者が容易に立ち入ることができない構造である場合に限り、区画されていることを要しないこと。

(3) 飲食店営業のうち、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下この表及び次表において同じ。）において調理をする場合にあっては、3の事項(4)、(8)、(11)及び(15)の規定は、適用しない。

(4) 政令第35条第9号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、3の事項(11)、(12)及び(15)並びに4の事項(5)の規定は、適用しない。

(5) 政令第35条第27号及び第28号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。

イ 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍の設備を有すること。

ウ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

エ 製品が摂氏零下15度以下となるよう管理することができる機能を有する冷凍室及び保管室を有すること。

(6) 政令第35条第30号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 原材料の保管及び前処理又は調査並びに製品の製造及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有し、必要に応じて容器包装の洗浄設備を有すること。

イ 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍の設備を有すること。

ウ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

別表第2（第3条関係）

1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業

自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 簡易な営業にあっては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

(2) 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

(3) 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

2 政令第35条第2号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置された自動販売機であって、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。以下この事項において同じ。）により食品を調理し、その調理されたものを販売する営業

(1) ひさし、屋根等の雨水を防止することができる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りでない。

(2) 床面は、清掃、洗浄及び消毒を容易に行うことができる不浸透性の材料の材質であること。

3 政令第35条第3号に規定する食肉販売業

- (1) 処理室を有すること。
- (2) 処理室は、解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を有する冷蔵の設備を、製品が冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏零下15度以下となるよう管理することができる機能を有する冷凍の設備を、それぞれの処理量に応じた規模で有すること。
- (4) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 不浸透性の材料で作られ、処理量に応じた容量を有していること。
 - イ 消毒を容易に行うことができ、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
 - ウ 蓋を備えていること。

4 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業

- (1) 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。
- (2) 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。
- (3) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
- (4) かきを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 必要に応じて浄化設備を有すること。
 - イ かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
 - ウ かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

5 政令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業

- (1) 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。
- (2) 必要に応じて冷蔵又は冷凍の設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。

(3) 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあっては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。

6 政令第35条第6号に規定する集乳業

(1) 生乳の貯蔵設備を有すること。

(2) 生乳の受入検査を外部委託する施設以外の施設にあっては、生乳の受入検査設備を有すること。

(3) 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。

7 政令第35条第7号に規定する乳処理業

(1) 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有し、必要に応じてこれらの室又は場所と区画された洗瓶をする室又は場所及び容器の洗浄設備を有すること。

(2) (1)の規定にかかわらず、生乳を使用しない施設にあっては生乳の貯蔵及び受入検査をする室又は場所を、生乳の受入検査を外部委託する施設にあっては生乳の受入検査をする室又は場所を、それぞれ有することを要しない。

(3) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

(4) 常温保存可能品のみを製造する施設を除き、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を有する冷却器及び冷蔵の設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること。

(5) 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。

8 政令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業

(1) 搾乳、生乳の処理及び製品の保管の作業区分に応じて区画された室又は場所並びに牛体の洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備を有し、必要に応じてこれらの室又は場所と区画された洗瓶をする室又は場所を有すること。

(2) 生乳の受入検査を外部委託する施設以外の施設にあっては、生乳の受入検査設備を有すること。

(3) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。ただし、生乳の殺菌をする場合にあっては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。

(4) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を有する冷却器及び冷蔵の設備を処理量に応じた規模で有すること。

9 政令第35条第9号に規定する食肉処理業

(1) 原材料の荷受け及び処理並びに製品の保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。

(2) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 不浸透性の材料で作られ、処理量に応じた容量を有していること。

イ 消毒を容易に行うことができ、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

ウ 蓋を備えていること。

(3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を有する冷蔵の設備を、製品が冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏零下15度以下となるよう管理することができる機能を有する冷凍の設備を、それぞれの処理量に応じて有すること。

(4) 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

(5) 生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 次に掲げる室又は場所及び設備を有すること。この場合において、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所がそれぞれ区画されていること。

(ア) とさつ及び放血をする場合にあっては、とさつ放血室

(イ) 剥皮をする場所

(ウ) 剥皮前のとたいの洗浄をする設備

(エ) 必要に応じて懸ちょう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所

イ 剥皮をする場所は、懸ちょう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒をする設備を有すること。

ウ 懸ちょう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉を密閉することができる構造であること。

エ 洗浄及び消毒をする設備は、摂氏60度以上の温湯及び摂氏83度以上の熱湯を供給することができる設備を有し、供給する湯の温度を確認することができる温度

計を備えること。

- (6) 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等を密閉することができる構造であること。

イ 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給することができる機能を有する貯水設備を有すること。ただし、鹿又はいのししを処理する場合にあっては、成獣1頭当たり約100リットルの水を供給することができる貯水設備を有すること。

ウ 廃水の貯留設備を有すること。この場合において、当該貯留設備は、不浸透性の材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

エ 車外において剥皮をする場合にあつては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じん埃等外部の環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止することができる設備を有すること。

- (7) 血液を加工する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 運搬器具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵又は冷凍の設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までの作業が一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が搬入されない施設にあつては、運搬器具の洗浄及び殺菌をし、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。

イ アに掲げる室又は設備は、作業区分に応じて区画されていること。

ウ 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

エ 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

10 政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業

- (1) 専用の照射室を有すること。
- (2) 適切な照射線量を正確に調整することができるベルトコンベア及び照射設備を有すること。
- (3) 照射線量を正確に測定することができる化学線量計を備えること。

11 政令第35条第11号に規定する菓子製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。
- (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍の設備を有すること。
- (4) シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあっては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

12 政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業

- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。
- (2) 生乳を使用する施設にあっては、生乳の貯蔵設備を有すること。
- (3) 生乳の受入検査を外部委託する施設以外の施設にあっては、生乳の受入検査設備を有すること。
- (4) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。

13 政令第35条第13号に規定する乳製品製造業

- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有し、必要に応じてこれらの室又は場所と区画された洗瓶をする室又は場所を有すること。
- (2) 生乳を使用する施設にあっては、生乳の貯蔵設備を有すること。
- (3) 生乳の受入検査を外部委託する施設以外の施設にあっては、生乳の受入検査設備を有すること。
- (4) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

14 政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業

- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあっては、製品の製造に限る。）の作業区分に応じて区画された室又は場所

を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。

- (2) 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所は、調合、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。

15 政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業

- (1) 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部の温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

16 政令第35条第16号に規定する水産製品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は場所を有し、これらの室又は場所が作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍の設備を有すること。
- (3) 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を有すること。
- (4) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
- (5) 魚肉練り製品の製造をする場合にあっては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に、搗潰及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合は、搗潰に限る。）に必要な設備を有すること。
- (6) かきを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 必要に応じて浄化設備を有すること。
 - イ かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
 - ウ かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

17 政令第35条第17号に規定する氷雪製造業

製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をするための室又は場所を有し、これらの室又は場所が作業区分に応じて区画されていること。

18 政令第35条第18号に規定する液卵製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏8度以下となるよう管理することができる機能を有する冷蔵の設備を、製品が冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏零下15度以下となるよう管理することができる機能を有する冷凍の設備を、それぞれ有すること。

19 政令第35条第19号に規定する食用油脂製造業

- (1) 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。
- (2) 食用油脂の製造をする室又は場所は、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。
- (3) マーガリン又はショートニングの製造をする室又は場所は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
 - イ 必要に応じて熟成室を有すること。

20 政令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業

- (1) 製麴^{きく}をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、並びに製品の包装充填及び保管をするための作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。
- (2) 包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。
- (3) しょうゆを製造する場合にあっては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過及び圧搾製成に必要な設備を有すること。
- (4) みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあっては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

21 政令第35条第21号に規定する酒類製造業

- (1) 製造する品目に応じて、製麴をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸

留及び圧搾を含む。)をし、並びに製品の包装充填及び保管をするための作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。

- (2) 製品の包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立てをする設備を有すること。
- (3) 製造する品目に応じて洗浄、浸漬、蒸きょう、製麴、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。

22 政令第35条第22号に規定する豆腐製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備を有すること。
- (3) 無菌充填豆腐を製造する場合にあっては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を有すること。
- (4) 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあっては、必要に応じて冷凍、乾燥、油調等をする設備を有すること。

23 政令第35条第23号に規定する納豆製造業

- (1) 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。
- (2) 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

24 政令第35条第24号に規定する麺類製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をし、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をするための室又は場所を有し、これらの室又は場所が作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて混練、成形、圧延、裁断、茹^ゆで、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。

25 政令第35条第25号に規定するそうざい製造業及び同条第26号に規定する複合型そうざい製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて解凍、加熱、殺菌、放冷

及び冷却に必要な設備を有すること。

(3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍の設備を有すること。

26 政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。

(2) 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍の設備を有すること。

(3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

(4) 製品が摂氏零下15度以下となるよう管理することができる機能を有する冷凍室及び保管室を有すること。

27 政令第35条第29号に規定する漬物製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。

(2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬込み、殺菌等をする設備を有すること。

(3) 浅漬けを製造する場合にあっては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を有する冷蔵の設備を有すること。

28 政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業

(1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有し、必要に応じて容器包装の洗浄設備を有すること。

(2) 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍の設備を有すること。

(3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

29 政令第35条第31号に規定する食品の小分け業

(1) 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。

(2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍の設備を有すること。

30 政令第35条第32号に規定する添加物製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管の作業区分に応じて区画された室又は場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。ただし、添加物の製剤を製造する場合にあっては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。
- (3) 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該特殊な試験に必要な設備及び器具を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であって、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (4) 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であって、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第13条第1項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合するときは、この限りでない。

別表第3（第3条関係）

- 1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第3号に規定する食肉販売業、同条第9号に規定する食肉処理業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
 - (2) 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
 - (3) 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
 - (4) 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏4度以下となるよう管理することができる機能を有する冷蔵の設備を、取り扱う生食用食肉が冷凍保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏零下15度以下となるよう管理することができる機能を有する冷凍の設備を、それぞれ有すること。
 - (5) 生食用食肉を加工する施設にあっては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。
- 2 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同

条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠することができる容器等を備えること。
- (2) ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
- (3) ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを摂氏零下18度以下で急速に凍結することができる機能を有する冷凍の設備を有すること。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改める。

(食品の製造販売行商等衛生条例及びかきの処理等に関する衛生条例の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 食品の製造販売行商等衛生条例（昭和29年北海道条例第46号）
- (2) かきの処理等に関する衛生条例（昭和37年北海道条例第45号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 3 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中6の項及び7の項を削り、8の項を6の項とする。

説 明

食品衛生法の改正に鑑み、国が定める基準を参酌して飲食店営業等の公衆衛

生上必要な施設基準を整備することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 9 号 北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中12の4の項を12の6の項とし、12の3の項を12の5の項とし、12の2の項を12の4の項とし、12の項の次に次のように加える。

12の2 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく許可証の書換え交付	家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	1,890円	書換え交付申請のとき
12の3 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく許可証の再交付	家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	1,890円	再交付申請のとき

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

家畜改良増殖法施行規則の改正に鑑み、家畜人工授精所開設許可証の書換え交付等の事務に係る手数料について定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 10 号 北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第4中「ニセコ町」を「ニセコ町 真狩村」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項及び7の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては真狩村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、真狩村長のした処分その他の行為又は真狩村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務の一部を真狩村が処理することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 11 号 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中32の 2 の項を32の 3 の項とし、32の項の次に次のように加える。

32の 2 建築基準法第60条 の 2 の 2 第 1 項第 2 号の 規定に基づく建築物の建 蔽率若しくは壁面の位置 又は同条第 3 項ただし書 の規定に基づく建築物の 高さに関する特例の許可 の申請に対する審査	居住環境向上 用途誘導地区 内の建築物の 建蔽率等の特 例許可申請手 数料	228,000円	許可申請 のとき
--	--	----------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

建築基準法の改正に鑑み、居住環境向上用途誘導地区内の建築物の建蔽率等に関する特例許可の事務に係る手数料について定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 12 号 北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例案

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第8号中「第38条第3項」を「第38条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

電気事業法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 13 号 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8条を除き、以下」を「以下この条及び第7条において」に改める。

第7条第1項中「この項において」を「この項、第9条及び第10条第1項において」に、「の規定による」を「及びこの条例第9条第1項の規定による」に、「及び次条」を「、次条及び第10条第1項」に改める。

第8条中「教育委員会」の次に「(次条及び第10条第1項において「服務監督教育委員会」という。)」を加える。

本則に次の2条を加える。

(長期休業期間等において週休日を連続して設けるための週休日及び勤務時間の割振りの特例)

第9条 服務監督教育委員会は、そのサービスを監督する教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある者については、長期休業期間等（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和2年文部科学省令第26号。第6項及び次条第1項において「給特法施行規則」という。）第1条第1項に規定する長期休業期間等をいう。第3項において同じ。）において当該教育職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間等条例第3条第1項から第4項まで及び第4条（これらの規定を市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 服務監督教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、その週休日及び勤務時間

の割振りを定める対象期間（以下「対象期間」という。）につき当該対象期間を平均し1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間（勤務時間等条例第3条第1項から第4項まで（これらの規定を市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められた勤務時間をいう。次条第1項において同じ。）となるよう、勤務時間を割り振らなければならない。

- 3 前項に定めるもののほか、服務監督教育委員会は、第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があると服務監督教育委員会が認める教育職員について行うこと。
 - (2) 対象期間は、4月1日から翌年3月31日までの範囲内における長期休業期間等の全部又は一部を含む1月を超え1年以内であって、各義務教育諸学校等の実情に応じ、服務監督教育委員会が必要と認める期間とし、その起算日を明らかにすること。
 - (3) 対象期間中に特に業務が繁忙な期間（以下この号において「特定期間」という。）を設ける場合には、各義務教育諸学校等の実情に応じ、服務監督教育委員会が公務の運営上の事情によりやむを得ないと認める期間とし、その起算日を明らかにすること。この場合においては、特定期間における連続して勤務させる日数の限度を1週間に1日の週休日を確保することができる日数とすること。
 - (4) 対象期間における勤務日（この条の規定により勤務時間を割り振る日をいう。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、月曜日から金曜日までの5日間（育児短時間勤務職員等（勤務時間等条例第3条第2項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する育児短時間勤務職員等をいう。）にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち育児短時間勤務等の内容（勤務時間等条例第3条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。）に従い教育委員会が定めた週休日を、再任用短時間勤務職員（勤務時間等条例第2条（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。以下この

号において同じ。)に規定する再任用短時間勤務職員をいう。)及び任期付短時間勤務職員(勤務時間等条例第2条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。)にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち教育委員会が定めた週休日を除く。)とすること。ただし、服務監督教育委員会が長期休業期間等の一部の日その他の必要と認める日を勤務日としないこととする場合又は服務監督教育委員会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (5) 勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、10時間を超えない範囲内の時間で割り振ること。
 - (6) 次項の規定により対象期間を1月以上の期間ごとに区分する場合の当該区分された期間のうち当該対象期間の初日の属する期間(以下この項から第5項までにおいて「最初の期間」という。)以外の各期間における勤務日の数は、当該最初の期間以外の各期間の日数から当該最初の期間以外の各期間における日曜日及び土曜日の日数を除いた日数とすること。ただし、服務監督教育委員会が当該最初の期間以外の各期間において長期休業期間等の一部の日その他の必要と認める日を勤務日としないこととする場合又は服務監督教育委員会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
 - (7) 次項の規定により対象期間を1月以上の期間ごとに区分し、最初の期間以外の各期間における総勤務時間を割り振るに当たっては、当該最初の期間以外の各期間における勤務日の数に10時間を乗じて得た時間を超えない範囲内の時間で割り振ること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則に定めるところによること。
- 4 服務監督教育委員会は、第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を1月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間の割振り並びに当該最初の期間以外の各期間における勤務日の数及び総勤務時間の割振りを定める方法によることができる。
- 5 服務監督教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定めたときは、同項の規定により区分された各期間のうち最初の期間以外の各期間における勤務日の数及び総勤務時間の割振りについて、当該最初の

期間以外の各期間の初日の少なくとも30日前に、当該勤務日の数及び当該割り振られた総勤務時間を超えない範囲内において、当該最初の期間以外の各期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めなければならない。

- 6 服務監督教育委員会は、第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、給特法施行規則第6条第2項に規定する文部科学大臣が指針に定める措置を講ずるものとする。
- 7 服務監督教育委員会が第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合における次の表の左欄に掲げる規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において給与条例第4条第1項及び第8条第4項の規定を準用する場合並びに市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において勤務時間等条例第6条、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定を準用する場合を含む。）の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

給与条例第4条第1項	まで	まで及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第9条第1項
給与条例第8条第4項	第6条	第6条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第9条第1項
北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号。以下この表において「特殊勤務手当条例」という。）第12条第1項第3号	）の規定	）並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第9条第1項の規定
特殊勤務手当条例第16	）の規定	）並びに公立の義務教育諸学校等の

条第1項から第3項まで		教育職員の給与等に関する特別措置条例第9条第1項の規定
特殊勤務手当条例第16条第3項	までの	まで及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第9条第1項の
北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第16条第2項の表	第16条第2項	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第9条第7項の規定により読み替えられた第16条第2項
	の規定により定められた	並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第9条第1項の規定により定められた
	第16条第3項	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第9条第7項の規定により読み替えられた第16条第3項
勤務時間等条例第6条	第4条第1項又は前条	第4条第1項若しくは前条又は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第9条第1項
	第4条第2項又は前条	第4条第2項若しくは前条又は同条例第9条第1項
勤務時間等条例第9条第1項	第6条まで	第6条まで及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第9条第1項
勤務時間等条例第9条の2第1項	（昭和46年北海道条例第61号）第2条第2項	第2条第2項

	又は第6条	若しくは第6条又は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第9条第1項
--	-------	---

(勤務することを要しない時間の指定)

第10条 服務監督教育委員会は、前条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であって、対象期間中に、その対象となった教育職員又は当該教育職員の所属する義務教育諸学校等について、給特法施行規則第6条第2項に規定する文部科学大臣が指針に定める措置を講ずることができなくなった場合又は当該措置を講ずることができなくなるということが明らかとなった場合において、当該措置を講ずることができなくなった日又は当該措置を講ずることができなくなるということが明らかとなった日以後において4週間を超えない期間につき1週間当たり通常の勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間（以下この項において「変形労働期間」という。）があるときは、当該教育職員に対して、前条第1項の規定により勤務時間が割り振られた当該変形労働期間内の日のうち休日（勤務時間等条例第11条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する休日をいう。）及び代休日（勤務時間等条例第11条第1項に規定する代休日をいう。）を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を人事委員会規則の定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員について、当該変形労働期間において当該指定された時間を除く正規の勤務時間を平均し1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるようにするものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第1項の規定により割り振られた勤務時間のうち当該指定された時間において勤務することを要しない。この場合において、当該指定された勤務することを要しない時間において特に命ぜられた場合の勤務は、時間外勤務とみなして、第7条第2項の規定を適用する。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（以下「給特条例」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）のサービスを監督する教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の給特条例第9条の規定の例により同日以後の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りを定めることができる。

説 明

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に鑑み、教育職員の休日を長期休業期間等において集中して確保することを目的とした1年単位の変形労働時間制の導入に関し必要な事項を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 14 号 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第 2 条 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

北海道特別職報酬等審議会の知事に対する令和 2 年11月13日付け答申に鑑み、知事等の期末手当を減額することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 15 号 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 北海道職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

北海道人事委員会の議会及び知事に対する令和2年10月30日付け勧告に鑑み、北海道職員の期末手当を減額することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 16 号 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

北海道人事委員会の議会及び知事に対する令和2年10月30日付け勧告に鑑み、北海道学校職員の期末手当を減額することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 17 号 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例案

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）
の一部を次のように改正する。

第22条第 2 項及び第 3 項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の
110」を「100分の105」に改める。

第 2 条 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第 2 項及び第 3 項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分
の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月
1 日から施行する。

説 明

北海道人事委員会の議会及び知事に対する令和 2 年10月30日付け勧告に鑑
み、北海道地方警察職員の期末手当を減額することとするため、この条例を制
定しようとするものである。